大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　お宝中古市場新発田店

所在地　新発田市島潟字弁天1276番１

設置者　株式会社伊藤組

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,573㎡

（変更後）2,444㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社ビイブリッジ

（変更前）午前９時00分から午後８時00分

（変更後）午前９時00分から翌午前２時00分

・株式会社シャシン村

（変更前）午前９時00分から午後８時00分

（変更後）午前９時00分から午後７時00分

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

・駐車場１

（変更前）午前８時30分から午後８時30分

（変更後）午前８時30分から翌午前２時30分

３　変更年月日

・大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和３年６月15日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

令和２年11月13日

５　届出年月日

令和２年10月14日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和２年10月27日から令和３年２月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp